

神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 流通部会 意見のまとめ（案）〔概要〕

1. 基本的な考え方

(1) 販売価格について

価格の低減化を図るため、①各校の「独自標準服」の価格を参考とした希望販売価格の設定や②複数校でデザインを共通とすることによるスケールメリットの活用、③生地・機能性の違いによる複数価格帯の設定が考えられる。

(2) 仕様について

保護者の選択肢の確保や価格の低減化を図るため、①基準的な外観の統一は行うものの、生地・機能に幅を持たせ制服製造メーカーの独自性を認める、②キュロットスカート以外の通常のプリーツスカートや安価なシャツ等も選択肢とすることが考えられる。

2. 製造について

メーカー間の競争を促し、より安価で良質な製品を供給できる仕組みとするため、①基準となる仕様に基づき製造できるメーカー全ての参入を可能とする、但し、②品質担保のため、メーカーと教育委員会間で協定を締結し、教育委員会から認証を受けた「制服製造認証メーカー」（以下「認証メーカー」とする。）のみの参入とすることが考えられる。

3. 販売について

(1) 販売方法

保護者が購入するにあたっての選択肢の確保、学校における販売・採寸へのニーズへの配慮から①「認証メーカー」が製造し仕様に適合した製品を取り扱うこと、②学校における販売・採寸が可能であることを条件に教育委員会へ届出を行った販売店（以下「届出販売店」とする。）による販売とすることが考えられる。（「届出販売店」には、販売店を通さず直接販売を行う「認証メーカー」を含む。）

加えて、③保護者に対して「届出販売店」の一覧をホームページ等に掲載するなどにより、情報提供することが望ましい。

(2) 販売店の選定

導入校は、①学校における販売・採寸への対応や、希望生徒全員に対し入学式までに納品を行うべき責任を明確にするため、販売店を複数社選定する（以下「推奨販売店」とする。）こととし、②「推奨販売店」の選定にあたっては、導入する標準服の仕様に応じて「届出販売店」の中から見積合わせ等により行う必要があると考えられる。

但し、「推奨販売店」の選定にあたっては、既存の「独自標準服」のアフターフォローにも配慮する必要がある。

4. 品質担保

毎年度、メーカーに対して仕様書に定めた仕様に適合しているか確認することで品質担保を行うこととし、仕様に適合していない場合は、注意・勧告といった改善要請を行う。改善が見られないなどの場合には、協定の解消や更新を行わないことにより品質を担保することが考えられる。